

東日本大震災復興情報コーナー整備業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、東日本大震災復興情報コーナー整備業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

本業務の概要は、下記のとおりとする。

(1) 委託業務名

東日本大震災復興情報コーナー整備業務

(2) 業務内容

東日本大震災復興情報コーナー整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年2月28日（月）まで

(4) 予算限度額

5,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

なお、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

3 参加資格要件

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 宮城県に活動拠点（本店又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。
- (2) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 上記（1）から（5）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が（3）から（5）を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係性においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

4 本業務に関する説明会の開催

(1) 開催日 令和3年11月5日（金）午前9時30分から（30分程度）

(2) 場 所 宮城県庁行政庁舎18階「県政広報展示室」

(3) 説明内容

- イ 東日本大震災復興情報コーナー整備業務の概要
- ロ 県政広報展示室の現場説明
- ハ 質疑応答

(4) 参加申込

参加を希望する場合は、令和3年11月2日（火）まで、下記メールアドレス宛て、「事業者名」及び「出席者名」を記載し、送付してください。

denshoh@pref.miyagi.lg.jp

5 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和3年10月25日（月）から令和3年11月10日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

- イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
- ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

denshoh@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課 震災復興支援班）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出種類

- | | |
|-----------------------------------|----|
| イ 企画提案提出書（様式第2号） | 1部 |
| ロ 企画提案書（任意様式。A4判片面印刷，表紙含み10ページ以内） | 7部 |
| ハ 企画提案書概要（任意様式） | 1部 |
| ニ 業務の実施体制（任意様式） | 1部 |
| ホ 業務の実施計画書（任意様式） | 1部 |

- | | |
|----------------------|----|
| へ 宣誓書（様式第3号） | 1部 |
| ト 経費見積書（任意様式） | 1部 |
| チ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） | 1部 |
- (2) 提出期限
令和3年11月18日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）
- (4) 提出先
宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課震災復興支援班
（宮城県庁行政庁舎6階北側）
- (5) 受理の通知
提出書類が期日までに郵送で到着し受け付けられたときは、提出者に対して書類が到着したことを電子メールで通知する。
- (6) 企画提案に際しての留意事項
- イ 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
 - ロ 次のいずれかに該当する場合は、応募書を無効とする。
 - ①提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - ②本実施要領に従っていない場合
 - ③下記7に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ④同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - ⑤企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - ⑥民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案である場合
 - ⑦既発表済の内容と酷似した提案である場合
- (7) その他
- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
 - ハ 企画提案書の再提出は認めない。
 - ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

7 提出書類への記載事項等

仕様書を基に、以下のとおり、提出書類に記載すること。

(1) 企画提案書及び企画提案書概要

イ コンセプト

企画提案全体の概要、趣旨、コンセプト等を記載すること。

ロ コーナー完成イメージ図

県政広報展示室内の東日本大震災復興情報コーナー（以下「本コーナー」という。）及び県民栄誉賞パネル展示コーナーの完成イメージ図とレイアウトを記載すること。

ハ 各種コンテンツの展示方法

仕様書「4（3）事業者に提案を求める内容」に記載のある事項についての提案を記載すること。

(2) 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細を記載すること。

(3) 業務の実実施計画書

契約締結から本コーナー開設までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。特に、工期についての詳細を記載すること。

(4) 経費見積書

業務に必要な経費について、概要書における業務内容及び提案内容に基づき積算すること。積算にあたっては、提案項目毎の直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、各積算項目の内訳も記載すること。

なお、記載されている以外の事業をより効果的に実施するための提案をする場合は、基本的には業務委託の対象とはしない。

(5) 同種・類似業務の受託実績

官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

8 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定方法

県が設置する選定委員会において、7（2）の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された事業提案者を受託候補者として選定する。

(2) 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

イ 業務の実施体制・企画提案の内容 90/100点

ロ 総合評価 10/100点

(3) プレゼンテーション審査

イ 実施日（予定）

令和3年11月下旬

ロ 実施会場

宮城県庁内（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）※別途通知にて案内する。

ハ 実施方法

出席者は1応募者につき3名以内とする。

1応募者あたりの持ち時間は20分以内（説明15分以内、質疑応答5分以内）とし、

県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。

事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ニ 審査結果の通知

審査が終了次第、プレゼンテーション出席者に審査結果を通知する。

(5) その他

イ 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。

ロ 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申立ても受け付けられないものとする。

9 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

委員会において決定した受託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴求し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

県と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。

(4) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

10 スケジュール

令和3年10月25日（月） 企画提案募集開始

令和3年11月 5日（金） 現地説明会

令和3年10月25日（月）～11月10日（水）午後5時 質問受付(電子メールによる)

令和3年11月15日（月） 質問回答(復興支援・伝承課ホームページ)

令和3年11月18日（木）午後5時 企画提案募集締切（必着）

令和3年11月下旬 プレゼンテーション審査

令和3年11月下旬 契約締結

11 その他

(1) 企画提案書類の作成、提出及びその説明等に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(2) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。

- (3) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、公募型企画提案方式による実施を延期または取り止めることがある。

1 2 問合せ先

宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課 震災復興支援班 水口

住所 〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎6階

TEL 022-211-2424 (直通)

FAX 022-263-9636

電子メール denshoh@pref.miyagi.lg.jp